

発行日 2011年9月1日 発行人 山内直人 日本NPO学会 〒602-8048 京都府京都市上京区下立売通小川東入
中西印刷株式会社内 TEL:075-415-3661 FAX:075-415-3662
URL: <http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/> E-mail: janpora@nacoss.com



タイガーマスク運動の経済学

大阪商業大学 教授 松永 佳甫

2010年12月25日に「伊達直人」を名乗る人物が、群馬県中央児童相談所へランドセル10個を寄付したことを皮切りに全国に波及したタイガーマスク運動と呼ばれる寄付ブームは、まだ記憶に新しい。しかしながら、平成23年2月に入ってから、さほどメディアで取り上げられなくなった。特に東日本大震災後は、世論の関心がタイガーマスク運動から東日本大震災へと移行したこともあり、この運動は終息したかに見える。タイガーマスク運動を一時的なものとしないうちにも、この運動を改めて振り返る必要がある。ここでは、タイガーマスク運動を含むフィランソ

ロピー（寄付やボランティア）を経済学者がどう理論的にとらえているか振り返ってみたい。

一般に、博愛や人間愛、企業倫理といった人や企業のモラルをベースにフィランソロピーがなされたのなら、それは「利他的動機」でなされたものである。一方で、寄付控除の恩恵を得る目的や入試や就職で有利な立場を得るといった自己利益のためにフィランソロピーがなされたのなら、それは「利己的動機」でなされたものである。利他的動機と利己的動機の間にあるのが「純粋でない利他的動機」である。寄付やボランティアは、それらの受け手に対して利益をもたらすだけでなく、それらの行為者の心に「ほんわりとしたぬくもり（warm glow: ウォーム・グロー）」をもたらす。「他人の役に立ちたい」という思いに加え、このウォーム・グローを期待してフィランソロピーがなされたのなら、それは純粋でない利他的動機でなされたものである。フィランソロピーを行う動機の多くは、この純粋でない利他的動機であると言われている。経済学者は、限られた予算と時間の制約のもとで、フィランソロピーがもたらす効用を最大にするように寄付額やボランティア時間、その他の財の消費量を選択すると考える。

ここで、一連のタイガーマスク運動を鑑みると、伊達直人を語り寄付を行う者もまた、ウォーム・グローを期待して寄付を行ったと考えられる。特筆すべきは、自分の寄付行為がタイガーマスク運動の一部としてメディアに大きく取り上げられれば、美德とみなされている寄付者の匿名性を担保したままで、ウォーム・グローは何倍にも肥大化することである。そして、肥大化したウォーム・グローはより高い効用を寄付者にもたらす。加えてウォーム・グローは、寄付者だけでなく読者や視聴者にもメディアを通じて飛び火する（spillover effect: スピルオーバー効果）。そして、ウォーム・グローを期待する新たな伊達直人が次々と誕生し、寄付ブーム（タイガーマスク運動）が巻き起こる。ひとたびメディアで取り上げられなくなると寄付ブームはあっさり終焉を迎える。

では、今回のタイガーマスク運動を持続的なものとするには、どのような策が考えられるだろうか。執筆者がJGSS-2005のデータを用いて、フィランソロピーと世帯所得との関係を分析した結果から、ボランティアを行った経験のある人の方がボランティアを行った経験のない人より、寄付をする可能性が高いことが分かっている（松永佳甫『新しい公共と市民社会の定量分析』大阪大学出版会（近刊））。そして寄付の呼び水としてのボランティアの効果は世帯所得が低い方がむしろ大きい。このことから、人々がボランティアを経験する機会を増やすことができれば、寄付をする確率は増えることになる。改正NPO法の成立により寄付税制優遇措置の要件が緩和されたことを契機に、日本中の伊達直人が日常的にボランティアを行うことのできる社会環境を提供することが出来るなら、タイガーマスク運動の持続性を担保することが出来る。人々がボランティアを経験する機会を増やすためには、非営利セクターの規模を拡大させ、市民社会活動をより一層活性化させることによりボランティア需要を生み出す必要があると考える。

<本号目次>

巻頭言	松永佳甫	1	NPOの風景（41）	初谷勇	10
第14回年次大会報告等募集		2	シリーズ 社会起業家 ^⑧	桜井政成	12-13
第10回日本NPO学会賞候補作品募集		3	震災特別フォーラム（9/18）のご案内		14-15
新寄付税制とNPO法改正	脇坂誠也	4-5	国際シンポジウム		
特集：東日本大震災 ^③	大西たまき	6-7	「危機の時代における市民社会の役割」のご案内		16
特集：東日本大震災 ^④	澤山利広	8-9	JANPORA図書館		18-19
			事務局からのお知らせ		20

第 14 回年次大会（広島市立大学）報告等募集

日本 NPO 学会は、2012 年 3 月 17 日（土）及び 18 日（日）の 2 日間にわたり、広島市立大学を会場として第 14 回年次大会を開催します。つきましては、この第 14 回年次大会における報告等（研究報告、事例報告、英語報告、パネル）を募集します。大会運営委員会では本大会においても英語によるセッションを設けたいと考えており、英語による報告応募を歓迎します。なお、第 13 回年次大会（日本大学）で報告を予定されていた方については、第 14 回年次大会において優先的に報告していただけます。第 14 回年次大会での優先報告をご希望の方は、申込フォームの該当箇所にその旨お知らせください。ただし、優先報告にあたっては、第 13 回年次大会で提出いただいた報告論文（最小限の改訂を行った論文を含む）について発表される場合に限りです。報告内容が異なる場合は、新規報告として、通常の大会報告等募集の対象となります。

下記の URL にアクセスして、内容を熟読の上、ふるってご応募ください。応募の際に必要な書類につきましても、下記の URL からダウンロードしてください。応募は、原則として、2011 年度会費を納付した日本 NPO 学会会員（複数による報告、パネルの場合、最低 1 人は会員であること）に限りです。

日本 NPO 学会 第 14 回年次大会（広島市立大学）報告等募集

URL : <http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/meeting/meeting14/boshuyoko.htm>

【応募方法】

- ・報告等の申し込みは、電子メールのみで受け付けます。上記 URL にある「第 14 回年次大会報告等申込書」フォームをダウンロードしてご記入の上、それに続けて記入例を参照しながら報告等要旨を記述してメールに添付し、事務局 <janpora@osipp.osaka-u.ac.jp>宛てに、2011 年 10 月 3 日（月）<必着>までにお送りください。このアドレス以外への送付はすべて無効といたします。なお、申込書送信時は、件名を「第 14 回年次大会報告申込」として送信してください。
- ・申込フォームについては MS-Excel、報告等要旨については、MS-Word で作成してください。
- ・お送りいただいた報告等要旨を大会運営委員会において審査のうえ、結果をご本人（代表者）宛てに通知いたします。複数による報告の場合、共同報告者への連絡はすべて代表者が行うものとします。なお、報告が認められた場合は、原則として応募時の要旨を概要集原稿として使います。
- ・企画提案者、話題提供者、パネリストが学会員であるかどうかを問わず、旅費・謝金等は支給されません。また、非会員であっても大会参加費をお支払いいただきます。

【募集分野】

A 研究報告・事例報告（討論者つき）

[趣旨・特徴]

1 報告につき 15 分～20 分程度の発表時間が割り当てられ、一つの分科会で原則として 3、4 本の報告が行われます。すべての分科会に原則として討論者が割り当てられます。研究報告・事例報告ともにオリジナリティのあるものを歓迎します。

B 英語報告（Oral Presentation in English）

[趣旨・特徴]

1 報告につき 15 分～20 分程度の発表時間が割り当てられ、一つの分科会で原則として 3、4 本の報告が行われます。討論者は、各分科会ごとに割り当てられます。オリジナリティのある報告を歓迎します。報告および質疑は英語で行います。報告要旨およびフルペーパーともに英語で作成してください。

Your paper will be one of three or four papers presented in a session. Please plan to present a 15- 20 minute summary of your paper - no longer. Paper presentations will be followed by discussion. The language of presentation and discussion is English, and the abstract and presentation paper should be written in English.

C パネル

[趣旨・特徴]

90 分～100 分程度の時間枠の中で、3～5 人程度の報告者に特定のテーマについて掘り下げた議論をしていただきます。原則としてパネル提案者（代表者）にモデレーターをしていただきます。1 報告当たりの時間配分は、報告者数に応じてモデレーターが決定してください。

※パネル参加者への連絡はすべてパネル提案者が行うものとします。

日本 NPO 学会 第 14 回年次大会運営委員会

金谷 信子（委員長）、五百竹 宏明、大東和 武司、奥山 尚子、城多 努、世良和美、竹野 宗彦、椿 康和、中村 隆行、原田 佳子、榎本 伸悦、松永 佳甫、毛利 葉、矢吹 雄平、山内 直人、山本 一隆、吉長 成恭、吉本 秀子

JANPORA

第 10 回日本 NPO 学会賞 候補作品募集

第 10 回日本 NPO 学会賞候補作品を公募致します。自薦・他薦を問わず、ふるってご応募ください。

応募は、候補作品のタイトル、著者名、出版社名または雑誌名、刊行年月、応募者の氏名、連絡先（住所、電話番号および電子メールアドレス）を A4 判用紙に明記した応募票（様式自由）と、候補作品 4 部（原本であることが望ましい）を「日本 NPO 学会賞候補作品在中」と朱書きした封筒に入れて、日本 NPO 学会賞係宛、2011 年 9 月 1 日（木）～2011 年 11 月 30 日（水）＜必着＞までにお送りください。なお、学位論文（商業出版されたものを除く）の場合は、日本 NPO 学会会員による推薦状（様式自由）を添付することが必要です。

第 10 回の候補作品は、2010 年 1 月 1 日から 2011 年 12 月 31 日までの間に刊行されたものが対象になります。2011 年 12 月 31 日までに刊行見込みの作品につきましては、原稿または校正ゲラのコピーを 2011 年 11 月 30 日までに送りいただき、刊行され次第、刊行物をお送りください。

送付先：〒 560-0043 豊中市待兼山町 1-31 大阪大学国際公共政策研究科内 日本 NPO 学会賞係

■日本 NPO 学会賞規約（2008 年 3 月 15 日理事会承認）■

第 1 条（目的） 日本を中心に活動する研究者および実践家の行う NPO・NGO・ボランティアなどに関する研究および実践報告、および海外の研究者および実践家が行う日本の NPO・NGO・ボランティアなどに関する書籍、報告書、論文等のうち、特に優れたものに対して「日本 NPO 学会賞」を授与し、一層の研鑽を奨励することを目的とする。

第 2 条（賞の種類） 「日本 NPO 学会賞」は、「日本 NPO 学会林雄二郎賞（以下、林賞）」と「日本 NPO 学会優秀賞（以下、優秀賞）」の 2 種類とし、毎年、原則として最優秀のもの 1 点に林賞を、それに次ぐもの 3 点以内に優秀賞を授与する。また、必要に応じ、「審査委員会特別賞（以下、特別賞）」を授与することができる。

第 3 条（選考対象） 直前 2 暦年（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）に国内または海外で公刊された書籍、報告書、雑誌掲載論文および学位論文（修士論文および博士論文）等のうち、NPO・NGO・ボランティアなどに関する日本語または英語で執筆されたもので、本人または第三者により応募されたものを対象とする。学位論文（商業出版されたものを除く）の場合は、日本 NPO 学会会員による推薦状を添付することが必要である。執筆者が日本 NPO 学会会員であることは要件としない。

第 4 条（候補の募集） 毎年 9 月に、当該年およびその前年の 2 暦年間に刊行された、もしくは刊行される予定の書籍、論文等を対象に、候補を公募する。

第 5 条（選考委員会） 本賞の選考は選考委員会で行う。選考委員は理事会で選任する。選考委員長は選考委員の互選による。選考委員の任期は 2 年とする。

第 6 条（表彰等） 年次大会開催時の会員総会等の場において選考委員長が選考経過を報告し、受賞者を発表する。受賞者に対し、賞状および副賞として、1 件当たり、林賞については 30 万円、優秀賞および特別賞については 10 万円を授与する。

※これまでの受賞作品については、以下のページをご参照ください。

URL：<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/award/award.htm>

新寄付税制とNPO法改正

平成23年6月、「新寄付税制」および「改正特定非営利活動推進法（改正NPO法）」が成立しました。今号では、この新制度について、脇坂誠也氏（税理士）にご執筆いただきました。

脇坂 誠也

税理士 NPO法人 NPO会計税務専門家ネットワーク理事



平成23年6月15日、NPO議員連盟による議員立法においてNPO法の改正が実現した。その翌週の6月22日には、与野党対立により実現が先延ばしになっていた23年度の税制改正について、新寄付税制が実現した。このNPO法改正と新寄付税制について見ていくことにする。

1. 新寄付税制

（1）所得税の税額控除制度の導入（平成23年1月1日からの寄付金に遡って適用を受けられる）

①認定NPO法人等に寄付をした場合の所得税額の特別控除

個人が支出した認定NPO法人及び下記（イ）（ロ）の要件を満たしている公益社団、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人（現行の寄付金控除の対象となっている法人に限る）に対する寄付金（総所得金額等の40%相当額を限度）で、その寄付金の額が2,000円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）をその年の所得税額から控除する。

（イ）認定NPO法人の認定要件であるパブリックサポートテスト（以下「PST」とする）と同様の要件

（ロ）認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件

（2）認定NPO法人の認定要件の緩和（平成23年6月30日申請分以降）

①PSTの絶対値基準の導入

認定NPO法人になるための最大の難関である、「PSTをクリアしていること」というPST要件について、現行の判定方式との選択制で、絶対数により判定する方式を導入する。絶対数の具体的水準については、「各事業年度中の寄付金の額が3,000円以上である寄付者の数の実績判定期間内の合計数が年平均100人以上であること」とする。

（注）寄付者の数は、寄付者本人と生計を一にする者を含めて一人として判定し、その役員である寄付者を除く。

なお、寄付者が不明な寄付金は対象外とする。

②都道府県等が条例指定したNPO法人の特例

都道府県または市区町村が、その域内に事務所を有するNPO法人のうち、条例において個人住民税の寄付金税額控除の対象として個別指定したものは、PST要件を満たすものとする。

従来	23年6月30日以降申請分	24年4月1日以降申請分
寄付金等収入金額 経常収入金額	≥20%	→
	3千円以上の寄付者が年平均 100名以上	→
	都道府県が条例で個別に指定	→
		PST要件を満たさなくても 可（仮認定制度）

図1 PSTの要件

（3）地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）（24年分の個人住民税から適用）

①個人住民税の控除対象寄付金の拡大

寄付金税額控除の適用対象に、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄付金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄付金として都道府県又は市区町村が条例において指定した寄付金を追加する。この場合、都道府県が条例において指定した適用対象寄付金に係る控除額については都道府県民税から、市区町村が条例において指定した適用対象寄付金に係る控除額については市町村民税からそれぞれ控除することとする。

②都道府県及び市区町村によるNPO法人等支援（「ふるさと寄付金」の活用）

個人が特定のNPO法人等へ助成することを希望した、都道府県又は市区町村に対する寄付金については、原則として「ふるさと寄付金」に該当することとする。

③個人住民税の寄付金税額控除の適用下限額の引き下げ

寄付金税額控除の適用下限額を2千円（現行5千円）に引き下げる。

(4) 日本版ブランドギビング（特定寄付信託）税制の創設

日本版ブランドギビング（特定寄付信託）とは、「信託の仕組みを使って計画的に寄付をすること」である。

特定寄付信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託の収益の分配については、所得税を課さない。

つまり、信託の運用益について 20% の源泉徴収をせず、全額が認定 NPO 法人等へ寄付されるという税制上の優遇措置である。なお、信託から毎年認定 NPO 法人等へ寄付される金額については、寄付者は、毎年所得控除又は税額控除を受けることができる。

2. 改正 NPO 法（平成 24 年 4 月 1 日施行）

改正 NPO 法は、従来の NPO 法の改正と、今まで税法に規定されていた認定 NPO 法人制度を NPO 法に組み込んだ上で内容を大幅に変更する部分の 2 つからなっている。

＜従来の NPO 法の改正＞

①活動分野の追加

従来の 17 の活動分野に、以下の 3 分野が加わった。

- ・観光の振興を図る活動
- ・農山漁村及び中山間地域の振興を図る活動
- ・法第 2 条別表の各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

②所轄庁の変更（内閣府認証の廃止）

従来は、2 つ以上の都道府県に事務所がある NPO 法人は内閣府が所轄庁になっているが、平成 24 年 4 月 1 日以降は、その主たる事務所のある都道府県（又は政令指定都市）にすべて変わる事となる。

③認証制度の柔軟化・簡素化

条例により認証審査期間の短縮を可能とする、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは社員総会の決議を省略することができる「みなし

社員総会」の導入、理事の代表権の制限の登記を可能とする、定款変更の際の届出事項の拡大、解散時における債権者への債権の申出の催告についての公告の回数を、「3 回以上」から「少なくとも 1 回」に簡素化する、等

④信頼性向上のための措置

認証後未登記団体の認証を取消しできるようにする、NPO 法人が作成すべき会計書類のうち「収支計算書」を「活動計算書」へ、「収支予算書」を「活動予算書」へ改める、情報開示のための必要な措置を設ける、等

＜認定 NPO 法人制度の改正＞（図 2 参照）

①認定 NPO 法人制度を税法から NPO 法へ

現在、租税特別措置法という税法の中で規定されている認定 NPO 法人制度を、NPO 法の中に取り込む。税理士しか関われない税法から外れることで、NPO 法人の中間支援組織などが積極的に認定 NPO 法人の普及に取り組むことが期待される。

②認定機関を国税庁から都道府県へ

認定 NPO 法人の認定機関を、従来の国税庁から、認証を都道府県（又は政令指定都市）に移管し、認定相談や受付が簡易に出来るようにする。

③仮認定制度の導入

仮認定制度とは、認定 NPO 法人になるための要件のうち、PST をクリアしている」という要件を満たしていない場合にも認定を与える制度。PST 以外の要件は満たしている必要がある。

仮認定を受けられる法人は、原則として設立の日から 5 年を経過していない法人で、過去に認定または仮認定を受けたことがない法人であるが、この法律が施行される 24 年 4 月 1 日から 3 年間は、5 年を経過している法人でも仮認定の申請ができることになっている。

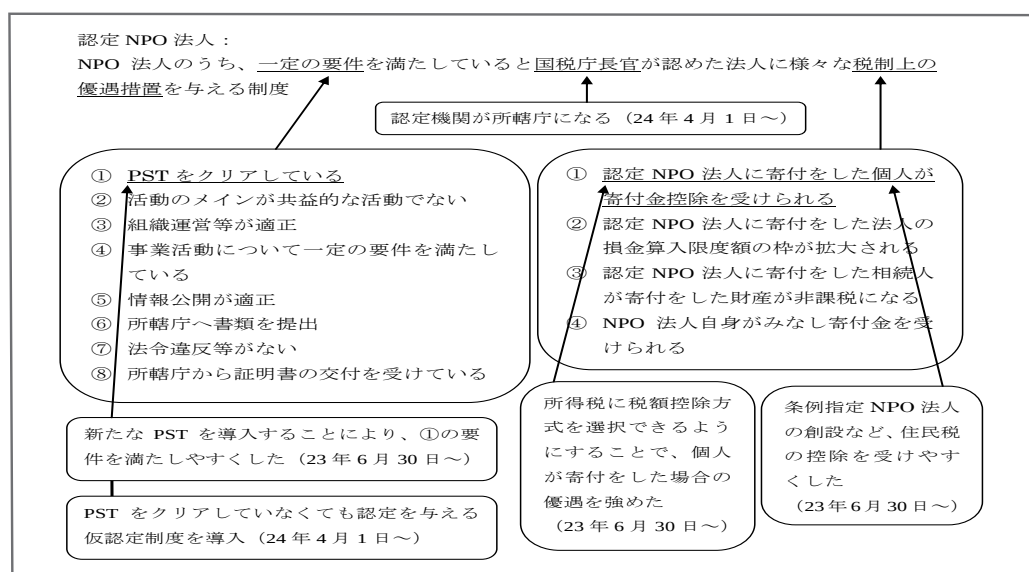


図 2 認定 NPO 法人制度の改正

特集：東日本大震災③



アメリカからの東日本大震災への義援金寄付について

大西 たまき

インディアナ大学公共経営学部・愛知県立芸術大学院非常勤講師

拙稿を執筆するにあたり、何よりもまず被災者そして関係者の方々に改めて心からお見舞いを申し上げますと共に、様々な形で救援活動に携わっている方々に感謝を申し上げます。今回の震災では、自国が未曾有の災害を受ける中、寄付をする以外に直接役にたてない事に対するある種の罪悪感にさいなまれると共に、こちらでのメディア報道内容と日本の現実とのギャップ、海外の災害支援に対するアメリカ人や企業の反応、そして震災寄付データ調査の落とし穴など、フィランソロピーを研究する一個人として多くの事を考えさせられた。

アメリカ人・企業の寄付とメディアの影響

日本人として何よりも歯がゆい思いをしたのは、米国メディアの対応とアメリカ人に対する影響だ。震災直後は、ハリケーン・カトリナ等と比較し、規律を守り助け合う日本人の素晴らしさが大きく報じられたものの、以後、内容は原発、そして日本に対する米国寄付の少なさ等、否定的な内容にすり替わってしまった。まず、3月16日にmsnbc、そして翌日はUSA Todayが各サイトで「ハイチ地震やスマトラ島沖地震の時と比べ、米国のNPOが日本の震災に対して調達できた寄付額は極めて少ない（6分の1以下）」、そしてセレブリティからの支援も今ひとつの伸びと報じられた。

USA Todayではさらに、日本への限られた寄付の原因として、米国有識者達によるコメントも載せている。内容は次のようにまとめられよう。

- ①原発のイメージとその復旧にかかる費用・時間の膨大さを鑑みて、アメリカ人は「助けたい」という気持ちよりも「恐怖心」を抱いてしまう。
- ②ハイチ地震の際の報道内容は、家族を失い家が崩

壊して泣く市民達だった。アメリカ人は、こうした「人」に関する報道内容に動かされて寄付するため、感情を抑える傾向にある日本人の態度は、「かわいそうだから助けよう」という気持ちを起こしにくい。

③日本は「先進国」のイメージが強く、寄付の必要性がないと感じる人も多い。

④日本政府は海外のNPOに「実際に何が必要か見極めるまで、もう少し様子を見て欲しい」と支援を断っているため、NGOは救助・支援活動のニーズ、具体的な救援方法を見極めにくい。また言語など様々なギャップのある日本で、通訳や宿の手配等、逆に地元の人たちに迷惑をかけるのではないかと懸念し、最終的に支援活動を取りやめた例も多い。

⑤電話による新たな寄付の仕組み（ハイチ地震まで盛んに使われなかった）は非常に便利であるものの、1つ1つの寄付額がかなり低いいため、寄付数は多くとも寄付総額は低くなる。

⑥日本政府や団体は支援は必要性が見えてからお願いすると答えている。こうした態度は賞賛されるべきものだが、寄付調達の観点から見ると、遠慮せず震災直後に支援を頼む方が、後からお願いをするよりはるかに効果的である。

こうした米国有識者達の見解には、日本人としてまた日米のギャップを鑑みて、正直、賛成できない部分も多い。しかしながら、他の調査から浮かび上がるアメリカ人の反応は、残念ながらこうした有識者の見解を反映するものだ。Pew Research Centerが3月23日に出した調査結果を見てみよう。18歳から39歳までの比較的若い年齢層による寄付行動をスマトラ沖地震と東日本大震災とを比較すると、前

者の場合、アンケートに答えたうちわずか5%がインターネットや電話で寄付をしたのに対し、日本での救援活動に対しては12%と上昇。同時にクレジットカードや小切手という従来の方法で寄付する人口割合は、スマトラ沖地震で20%から東日本大震災で12%と下がっている。通常アメリカ人の場合、より高額な寄付はインターネットよりも、小切手等の従来からの手法でなされる事を考えると、ファンドレイジングへのハイテク参入が今回の寄付の少なさに影響しているという見解は否定できない。

さらに震災から日が経つにつれ、初春の厳しい寒さや食料や医薬品に限られる中、津波や地震からは逃れても次々と出る病人そして死者など、日本の過酷な現実、原発の影響に押され米国のメディアにほとんど登場しなくなってしまった。その結果か、過去の大震災と比べ、日本の大震災に対し「現在は寄付をする予定はない」と答えたアメリカ人の率は53%。これはハイチ地震(35%)、スマトラ沖地震(37%)などと比べてもかなり高い。

「経済大国日本」のイメージによる影響も強い。例えば、寄付やNPO関連の情報誌 Chronicle of Philanthropy の記者がインタビューをした14米国のNGOも、「支援は発展途上国に限っている」等の理由から、日本の支援活動に対しては積極的にファンドレイジングをしていないと答えている。さらには「日本に寄付をするな (Don't donate money to Japan)」と題されたブログもロイター通信に登場。筆者サロモン氏は「元々、海外支援の対象は発展途上国に対するものであったはず」という立場から、「NGOに寄付してもその理由と用途先が今ひとつ納得できず」、同時に「日本は経済的に豊かな国であり、もし金銭が必要なら、彼らは自国で調達できる」から、日本の救助活動に寄付をすべきでない、とかなり乱暴な結論を出した(しかし、この記事に対しては、アメリカ人読者からかなりの痛烈な批判が寄せられた)。

他方、米国企業の場合、日本に支社があるケースも多く「経済大国」のイメージは個人寄付者の場合と逆に、効果的に働いているようだ。米国商工会議所の関連組織、Business Civic Leadership Center(BCLC)による災害救援活動に対する米国企業の支援動向調査によれば、日本への支援額は約301億円(1ドル=100円換算、\$301.2 Million)。これは2004年のスマトラ沖地震への支援総額、約566億円(\$566 Million)よりも低いものの、ハイチ地震へ

の寄付146億円(\$146.8 Million)の2倍以上。またこのデータが5月10日付けである事を見ると、最終的な日本への寄付総額はさらに増える可能性も高い。個別の例で見てみると、西友を子会社化し日本に進出しているウォールマート。ハイチ地震の救援活動に対する企業寄付と財団からの寄付総額1.5億円と比べ、日本へは5億円相当(\$5 Million)の寄付(物品寄付を含む)となっている。

災害寄付データの問題点

さらに、東日本大震災に対するアメリカ人や企業の支援データを詳細に見ると、災害支援寄付のデータ収集に対する問題点も見えてくる。ほとんどのメディアが使うデータは、Chronicle of Philanthropy がインディアナ大学フィランソロピー・センターによるものだ。これらのデータは基本的に、米国のNGOやNPOによる寄付調達額を基盤としている。フィランソロピー・センターは「IRC501(c)(3)として登録された米国のNPO」と限定、Chronicle of Philanthropy の場合、明記はしていないもののデータ収集対象の団体リストを見るとやはり全て米国のNGOである。

米国のNGOやNPOの調達額をデータ源とする問題点は、アメリカ人(そして在米日本人)や企業による日本の団体への寄付を含めず「ハイチ地震やスマトラ沖地震とくらべ、東日本大震災への義援金寄付は少ない」と結論づけている事だ。ハイチ等の場合と異なり、日本には寄付の受け皿となる団体も多く、在米日本人、そして日本の状況を知るアメリカ人達の多くはそうした団体に直接寄付している。Business Civic Leadership Center の調査を見ても、デルタ航空やエクソン・モービル、ロレヤルを始めとしたかなりの数の企業が、日本赤十字社などを直接支援している事が分かる。加えて、上述のデータは、災害救助活動を主たる活動としない米国NPOを含めていない。例えば、各地域の日米協会など、在米日本人や企業に特化した米国NPOが積極的に寄付を集めたものの、Chronicle of Philanthropy が日米評議会を含めている以外に、そうした日米協会等への寄付は含まれていないようだ。

東日本大震災の救援活動は、今後も続く。そうした中、アメリカでの義援金寄付に関連する報道や調査の問題点、それによる誤解が救援活動への寄付を滞らせるだけでなく、多くの人の命が犠牲になる悲しい現実を見るに、我々が調査を通してすべき事が示唆されているように感じる。

特集：東日本大震災④

国際協力ボランティア経験者による 東日本大震災被災地支援活動



澤山 利広
関西大学 准教授

1. 東日本大震災被災地に寄せられた海外からの支援

2011年3月11日に発生した東日本大震災に際しては、163カ国・地域と43の国際機関から緊急援助の申し入れがあり、24カ国・地域と5つの国際機関が援助隊や医療チームを派遣した。援助物資や義援金を贈った国・地域、機関は120以上を数え、その中には開発途上国からの多くの申し出が含まれる。人的物的支援でなくても、ブータン王国のように発災翌日には国王臨席の法事が営まれ、国民が喪に服して祈りを捧げた国もある。

また、海外のNGOや企業からも多くの寄付や支援が寄せられている。ジャパン・プラットフォーム（JPF）は、国際協力NGOセンター（JANIC）と連携して、海外NGOの日本国内での活動に関する照会機能を担っている。少なくとも16カ国、43のNGOが来日している模様である。

市民レベルでは、バングラデシュ・ボリシャル県やベトナム・ホイアン市からのメッセージが、派遣中の青年海外協力隊（以下、「JOCV」あるいは「協力隊」）隊員を経由して東日本大震災被災地（以下、「被災地」）に届けられている。

これらの支援は、我が国の長年にわたる国際協力を通じて培われてきた連帯の証である。

2. 協力隊帰国隊員組織による被災地支援活動

①阪神・淡路大震災の教訓

協力隊は、1965年に始まった日本政府による国際協力ボランティア派遣事業である。2011年6月末日現在、2,658名が76カ国で活動中であり、草の根レベルでの技術協力活動を終えて帰国した隊員（以下、「帰国隊員」）の派遣実績国は88カ国、36,339名である。

今回の東北各県における被災地支援活動では、こ

れまでにない迅速で大規模な帰国隊員による組織展開が見られた。その中心的存在が、全都道府県、国別及び職種別帰国隊員組織（以下、「OB・OG会」）を団体会員とする（社）青年海外協力協会（JOCA）である。JOCAは、帰国隊員自身の成長と雇用機会の創出、そして協力隊経験を活かした社会活動の効果・積極的な推進を目的に、1983年12月に設立された公益法人である。国内外での諸活動の中には、協力隊などのJICAボランティア事業の支援や災害時における支援が含まれる。

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、JOCAによる（財）兵庫県国際交流協会外国人インフォメーションセンターへの人的派遣や、JOCV愛知県OB会と近畿2府4県のOB・OG会からなるJOCA近畿ブロック有志による神戸・摩耶埠頭での支援物資の荷下し作業などが記録に残っており、その他にも多数の帰国隊員が様々な活動を行ったものと思われる。1999年4月にJOCA近畿ブロックが兵庫県在住の帰国隊員を対象に実施した「JOCV帰国隊員による災害救援活動アンケート」の調査結果では、阪神・淡路大震災に際して帰国隊員の35.0%が寄附をし、35.8%がボランティア活動に従事したと回答している。しかし、OB・OG会などが旗を立てての組織だった活動を行えなかったために、帰国隊員の有する専門技術を十分に活かすことができなかったことは否めない。

JOCA近畿ブロックでは、この教訓を活かすべく日本の新たな国際緊急援助及び震災復興体制の創造を目的とする「JOCAファンド」を起案し、1999年5月のJOCA通常総会において「国内・外での緊急事態への対応」として「特に任国での自然災害や緊急援助に対して、JOCAとしての可能性調査を実施する」ことが承認された。

JOCA ファンド構想は、帰国隊員等の人的貢献はもちろん、隊員派遣国と日本国内の災害被害に寄せられた募金が、帰国隊員と当該国の協力隊関係者との連携によって、迅速・的確に分配・拠出されるシステム作りを主眼とするものであった。当初意図した災害とは、報道もされず支援も行き届かず、固有の地域文化が消滅してしまうような「隊員派遣国の小規模災害」と、甚大な被害が想定される「日本国内の大規模災害」であった。

人的貢献については、海外での災害に対してはイメージしていたような形ではないが、JOCA 職員を JICA 国際緊急援助隊（JDR）事務局に配置する他、主に JDR 医療チームの業務調整員として計 70 名以上を被災地に派遣している。国内の災害に対しては、支援体制の整備が進み、2004 年の新潟県中越地震では 50 日間にわたり要員を派遣した。中越地震の経験から被災地の支援ニーズに速やかに応えるには、常に要員を確保しておくことが必要との観点から、「災害救援専門ボランティア登録システム」を設けた。8 月 11 日現在、登録者は 964 名を数える。募金については、透明性を高め説明責任を果たし得る機能強化の途上にあり、今後の課題となっている。

②東日本大震災への対応

JOCA 本部では、東日本大震災発災翌日に被災地緊急支援サポート班を立ち上げ、先遣隊を被災県に送り、3 月 16 日には仙台市内にリエゾンオフィスを開設した。協力隊の在外調整員や JDR で業務調整員等を務めた JOCA 職員に加え、8 月 1 日現在、延べ 199 名の登録ボランティアが計 3,905 日の間、支援活動を行っている。ボランティアの 1 人あたり平均活動日数は約 20 日である。主な JOCA による被災地支援活動は下記の通り。

- ・仙台市内の津波災害ボランティアセンターでの運営支援、家屋倒壊危険度調査、（財）仙台国際交流協会での中国語支援等。
- ・宮城県南三陸町でのイスラエル医療チームに帰国隊員が同行してのサポート。
- ・岩手県遠野市内に拠点を設置しての津波被害を受けた沿岸の山田町、大槌町、釜石市での医療支援、支援物資管理等。
- ・岩沼市災害対策本部における拾得物や支援物資の管理、市役所健康福祉部での医療支援。

岩沼市とは、6 月 25 日に今後 2 年間の仮設住宅入居者の引きこもりや孤独死を防ぐことを目的としたサポートセンターの運営に関する協定を締結した。

JOCA が今回の被災地支援活動を展開できている理由は、阪神・淡路大震災以降に備えてきた災害に備えて震災対応能力を向上させてきたことにあるが、日常業務である協力隊事業の推進の過程で、ほぼ全ての自治体（都道府県市町村）とのネットワークを構築してきたことをあげておきたい。

また、JOCA の各地域ブロックでは、東北ブロックが被災 OB・OG 支援募金口座を開設しており、近畿ブロックは福知山市で栽培された野菜を宮城県の避難所と保育園に送付するなどの取り組みを行っている。

3. 復旧復興フェーズにおける国内版協力隊活動の意義

発災から半年が過ぎ、被災地の状況は緊急フェーズから復旧復興フェーズに移行している。新たなフェーズにおいてこそ、海外でのボランティア活動で培われてきた互惠精神に基づく地域開発の経験やノウハウが活きるに違いない。協力隊関係者には、東北の被災地が従前から抱えていた諸課題にもアプローチし、コミュニティの再生あるいは創造に向けた取り組みを通じて高い防災力を備えた地域づくりへの寄与、すなわち「国内版協力隊」とも呼ぶべき草の根活動が期待される。

このような活動を積み重ねて、国際協力と国内の地域づくりとのリンケージの有効性を明らかにすることは、国際協力ボランティアの新たな地平を拓くことに他ならない。そのことは、国内における国際協力への理解を醸成すると共に、今般支援の申し出があった国や地域の発展に還元できる知見を獲得することにもなるはずである。

【参考文献】

外務省「東日本大震災」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/saigai/index.html#link_4）2011/8/12.

（社）青年海外協力協会「東日本大震災」（<http://www.joca.or.jp/activities/disaster/tohokuearthquake/>）2011/8/12.

国際協力機構「青年海外協力隊」（<http://www.jica.go.jp/volunteer/outline/publication/results/>）2011/8/12.



喜多方市街から米沢街道（旧・大峠ルート）を北上してしばらく走ると、東側の田園の合間に三津谷集落の煉瓦蔵群が見えてくる。近代化産業遺産に指定された蔵を擁する若菜家の十代目当主、若菜正男氏は、中学生の頃、農作業蔵の1階で父親を助けて脱穀や籾鋤きをした記憶がある。明治時代に新潟から進出してきた煉瓦工場は三つに増え、三津谷の登り窯で焼かれた煉瓦は続々と工場に納められた。

「学校の校舎も、国鉄のトンネル入

口も、養蚕工場も皆煉瓦づくりだった」。

後年、喜多方が「蔵のまち」として脚光を浴び始めると、板間だった蔵の2階には畳が敷かれ、旅行者が手配した観光バスの団体客を迎えて、鰯の山椒漬や「こづゆ」など会津の郷土料理でもてなす座敷として賑わうようになった。やがて、札幌、博多と並び全国的知名度を獲得した老麺（ラーメン）が郷土料理に取って代わるや、多くの客足は町なかの店めぐりで留まるようになり、バブルが弾けた後はさらに一変して団体客の来訪は激減、今では蔵に関心を寄せる個人の見学客が中心という。——「3月の地震では激しい横揺れで庭に飛び出した・・・。この作業蔵も1分くらい揺れ続けるのを見ているしかなくて、もう駄目かと思ったんだが、粘土と漆喰で積まれた昔の煉瓦は強いですよ。崩れずに持ってくれました。クラックの補修は要ったが・・・。」

喜多方では、昨年に続き、今年も長丁場のまちづくり企画、「喜多方交響曲」の序奏が始まっている。命名の由縁は、多彩な演奏者が各々得意な分野を展開し、それらが渾然一体となってまちの姿を伝えるところにある。喜多方蔵の会やNPO法人まちづくり喜多方など四者で構成する実行委員会は、この企画を「風景と人と暮らしが織りなす物語」と銘打ち、地域の企業や団体・個人と、喜多方に興味・関心を寄せる各地の大学生をマッチングする。12月までの4カ月間、学生たちは各地から喜多方へ通いながら、地域資源を活用して



5軒から成る三津谷集落の若菜家には、明治・大正期に建てられた4棟の煉瓦蔵が残る。庭から門の方向を振り返ると、正面に3階建ての蔵と蔵座敷、左手に味噌蔵、背後に作業蔵が並ぶ。

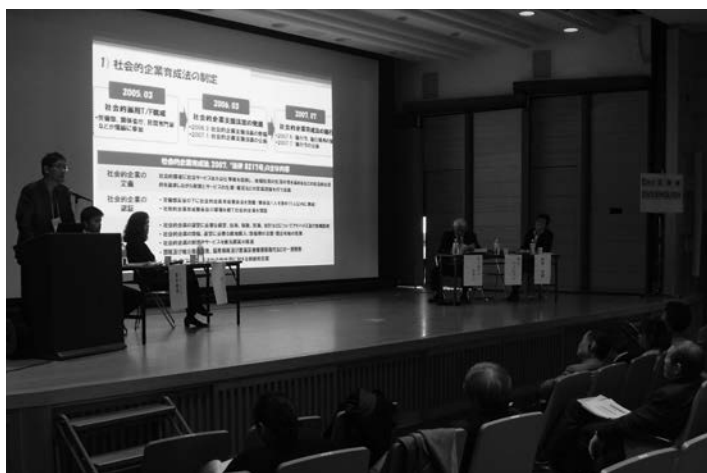
様々な地域課題を解決するスキームを構築し、持続可能なビジネスモデルとしての成否を検証していく。年明けには、北方風土館（大和川酒造）に成果が持ち寄られ、発表、顕彰、集大成がなされる。

8月末の参加者の夏合宿による幕明けを控え、若菜農園は準備に余念がない。伝来の煉瓦蔵の広間が学生たちの宿泊所の一つになるとともに、震災以降、風評被害で苦境に立たされる農業という地域課題について、頑張る農家の姿を実地に取材・体験し、世の中に紹介するための「ツール」創りをミッションとする「個人的な農家の応援プログラム」の対象でもあるからだ。

「喜多方のプロデュース」、「アートを活かす」、「伝統を継承する」の3区分、計10本のプロジェクトの中には、三津谷からさらに奥へ入った熱塩加納町の「日中ダム」でのイベント企画も掲げられている。会津地方の水櫃であり発電源も担うロックフィル型ダムは、鶴ヶ城（会津若松）の3倍近い堤高と東京ドーム20個分の有効貯水量を有する。

ダムをめぐる企画提案に先立ち、豪雨の明けた7月初め、ダム直下に広がる10haの畑の一角に、双葉地方から避難中の農業者も加わって向日葵の種が播かれた。彼岸過ぎになれば、ダムからの視界には四角い「ひまわり迷路」がくっきりと浮かび上がる。景観植物を活かした地力の回復。幸せ、豊穡、元気の色、「喜いろ」で喜多方中を染め上げようという「喜いろプロジェクト」は、地域の力を再生させる「喜多方交響曲」の多楽章を通じて奏でられていく。

日本NPO学会入会のご案内



年次大会の様子

日本 NPO 学会にご入会されると、大会をはじめとする学会の各種行事への参加が可能となります。また、学会の発行するニューズレター、機関誌（ノンプロフィット・レビュー）などの定期刊行物を随時お送りいたします。（大会をはじめとする学会の各種行事への参加は、招待講演者等を除き原則として会員に限られます。）さらに、E-mail アドレスを登録された場合には、年会費が割安になるほか、メーリングリスト（NPO-NET）に登録され、学会事務局からの情報の受信や会員間の情報交換をネット上で行うことができます。

ご入会手続きは、<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/information/application.htm> からお願いいたします。ご入会とあわせて、年会費をお支払いください。お振込の際は、郵便局備え付けの郵便振替用紙（払込取扱票）をお使いください。会費の受領が確認された時点で、会員となる資格が得られます。

【振込口座】

郵便振替口座番号：00950-6-86833

口座名称（加入者名）：日本 NPO 学会

【年会費】

12,000 円 一般会員（E-mail アドレスなし）

10,000 円 一般会員（E-mail アドレスあり）

6,000 円 学生会員（E-mail アドレスなし）

5,000 円 学生会員（E-mail アドレスあり）

100,000 円 団体賛助会員（4名まで登録でき、個人会員に準じサービスが受けられます。）

*学生会員料金の適用を受けるためには、在学証明書を学会事務局に郵送してください。

*学生会員は年度ごとに在学証明書をご提示ください。



市民社会フォーラムの様子

シリーズ 社会起業家 ⑱

宅老所の全国的な広がり ～介護施設のソーシャルイノベーション～

宅老所とは

「宅老所」や「宅幼老所」、「地域共生ホーム」などと呼ばれる、小規模多機能型のサービスが介護事業所の中で広がりつつある（以下、宅老所で名称を統一）。宅老所とは一般的に、民家を改装し家族的な介護を行う介護サービスであり、多くはデイサービス（日中の預かり介護）を中心に事業を行っている。民家を利用していることもあって大抵は小規模であり、日々の平均利用者数は10名から多くても20名程度までである。またその多機能性にも特徴がある。施設により提供されるサービスの組み合わせは異なっているが、通い（通所）、泊まり（入所／一時入所）、訪問（居宅）などがあり、さらに多くの施設では介護保険等の制度外のサービスも組み合わせてニーズに対応している。



ある宅老所の外観：一見して介護施設とは見分けがたい

宅老所の全国的広がり

宅老所が全国に広がったのは、1980年代～90年代前半の先駆的な取組みに端を発する。群馬県で1983年に開設された「デイサービスセンターみさと」は日本で初めて民家を利用したデイサービスであることから宅老所の原型とされており、現在でもその実践についての評価は高い。そして全国に、



桜井 政成
立命館大学政策科学部 准教授

「紬の家」（青森県、1986年）、「元気な亀さん」（埼玉県、1986年）、「ことぶき円」（島根県、1987年）といった画期的な施設が誕生する中で、宅老所の特徴である、「通う」「泊まる」「住む」機能が確立され、また、高齢者のみならず障害者や児童も対象とした共生型のケアが取り入れられていった。なかでも宅老所を初めて施設名に使用した「宅老所よりあい」（1991年に福岡県で開設）は、認知症者のケアに宅老所実践がどれほど効果的であるかを全国の関係者に知らしめた。

こうした先駆的な実践者などが集まって、1998年2月には宮城県で第1回目の「全国宅老所・グループホーム研究交流フォーラム」が開催された。そして翌年1月、「宅老所・グループホーム全国ネットワーク」が発足する。その後、次々に都道府県別に連絡会が結成されることとなる。1998年全国調査（宮城県実施）では600か所の宅老所があると報告されているが、宅老所の定義が制度的な枠組みによらず、きわめて不明瞭であるため、現在の実数は定かではない（宅老所GH全国ネットワークのサイトより）。また、この宅老所の広がりの中で、例えば富山では富山型共生ケアと呼ばれるような、

障害者や児童も対象とするケア施設形態が確立されていたりと、地域ごとに特徴的な発展も見られている。



宅老所は施設内も民家そのもの

宅老所の革新性

宅老所の登場によって、高齢者は地域の、自宅に近い環境の施設を利用しながら地域で生活するという選択肢が生まれた。それは、人々の地域生活にインパクトを与えているという意味で、社会革新性を持った事業＝ソーシャルアントレプレナーシップといえるのである。

宅老所の運動はたびたび、国や自治体の介護制度にも影響を与えており、そのことから地域福祉で社会変革を起こしているサービスの好例といえる。ここでは介護保険制度にしばって紹介していきたい。介護保険制度は2000年4月から始まったが、そのときに居宅介護サービスのひとつとしてグループホーム（現在、制度上は「認知症対応型共同生活介護施設」）が取り入れられた。これは認知症高齢者向けの小規模施設でのサービスであり北欧のグループホームをモデルとしているが、サービス実践としては宅老所の取り組みが参考となっていた。また、2006年には地域密着型サービスとして「小規模多機能型居宅介護」が新設された。これは小規模な施設でデイサービスを中心に、利用者の様態や希望に応じて、ショートステイやホームヘルプ、その他のサービス等を行うことで在宅での生活継続を支援するもので、まさに宅老所の取り組みが制度上のサービスとして位置付けられたのである。（余談だが、この制度は活用しづらいとして既存の宅老所からは忌避され、結局、大手の社会福祉法人等の事業所が設けているところが多い状況にある）。

開設者（社会起業家）達の素描

筆者はこのような宅老所の開設者達に数年に渡ってインタビュー調査を重ねている。宅老所開設者が社会起業家として独特なのは、ほとんどが「福祉職経験者」であることだろう。介護保険制度の発足時には、NPOは市民がつくる介護組織などとも言われたが、実際にはプロフェッションが自らの経験を踏まえ、理想の介護を具現化すべく、イノベティブな介護事業を立ち上げている。また、女性が多いのも興味深い。というのも、このケアワークの業界は従来、現場こそは女性職場であるが、管理職には男性が圧倒的に多かったのだ。つまり、男性社会からスピナウトした女性の社会的起業のひとつの形ともいえる側面がある。

もうひとつ興味深いのは法人格の選定である。初期（2000年代初頭）までの企業家達は、NPO法が施行されて間もなくということもあって、「営利か非営利か」という自分たちの法人格の選択に、どちらを選んだにせよ、背後には一本筋の通った「思い」を持って選んでいる。しかし2000年代中盤以降の企業家達の中には、それほど法人格にこだわりのないものが多い。営利企業にしようと思ったが行政の指導を受けてNPO法人にした、というところもあった。社会起業家は、その社会的なアイデンティティによって、取得する法人格が異なるのではないかという興味深い仮説を立てているアメリカの研究者もいる。この点についてはさらなる分析を行う必要があるだろう。

このほかにも宅老所は社会的企業研究において興味深い論点をいくつか提供している。ここではそれらに言及することはできないが、私自身、宅老所の調査をこれからも続け、研究成果を取りまとめていきたいと考えている。



日本 NPO 学会・震災特別フォーラムのご案内

2011 年 9 月 18 日（日）

会場：法政大学 市ヶ谷キャンパス

日本 NPO 学会では、東日本大震災における市民や非営利組織の活動を振り返りながら、今後、当学会として何ができるのかを議論すべく、2011 年 9 月 18 日（日）に、下記の通り震災特別フォーラムを開催いたしますのでご案内申し上げます。参加ご希望の方は、日本 NPO 学会ホームページ (<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/>) 上の専用申込フォーム (http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/forum/shinsai_forum/20110918.html) に、必要事項をご記入のうえ、9 月 12 日（月）までに日本 NPO 学会事務局 (janpora@osipp.osaka-u.ac.jp) あてお送りください。日本 NPO 学会会員以外でも参加可能ですので、非会員の方もお問い合わせの上ご参加ください。

【日時】2011 年 9 月 18 日（日）9 時～17 時 30 分

【会場】法政大学 市ヶ谷キャンパス・富士見坂校舎 F306、F307、F308、F309 教室

<http://www.hosei.ac.jp/access/ichigaya.html>

JR 線 総武線：市ヶ谷駅または飯田橋駅下車徒歩 10 分

【プログラム】（以下敬称略）

* 今後追加や一部変更の可能性があります。最新版は学会ホームページに順次掲載します。

9：00 開場

9：30～10：45 オープニング・キーノート

「被災地の課題に挑んだ医師のネットワークーボランティアリズムの原点を学ぶ」

上 昌広（東京大学医科学研究所特任教授）ほか

工藤 泰志（認定 NPO 法人言論 NPO 代表理事）＝モデレーター

11：00～13：00 テーマ別分科会

☆分科会 A 「復興支援に果たす企業セクターの役割：社会貢献と本業を通じて」

金田 晃一（武田薬品工業株式会社コーポレート・コミュニケーション部シニアマネジャー）

嶋田 実名子（花王株式会社サステナビリティ推進部長兼社会貢献部長）

任田正史（茨城交通株式会社代表取締役社長）

八幡 隆司（NPO 法人ゆめ風基金理事）

田中 敬文（東京学芸大学准教授）＝モデレーター

☆分科会 B 「被災地支援のファンディング：短期的緊急支援から中期的課題の構想へ」

阿部 陽一郎（中央共同募金会企画広報部副部長）

今田 忠（市民社会研究所所長／元阪神・淡路コミュニティ基金代表）

立岡 学（NPO 法人ワンファミリー仙台理事長）

田中 皓（助成財団センター専務理事・事務局長）ほか

岡本 仁宏（関西学院大学教授）＝モデレーター

☆分科会C「ふくしまに聴く：地域と生活の再建に向けたNPOの役割と課題」

今井 照（福島大学行政政策学類教授）

長 有紀枝（認定NPO法人難民を助ける会代表理事）

上 昌広（東京大学医科学研究所特任教授）

鈴木 和隆（NPO法人うつくしまNPOネットワーク事務局長）

山岡 義典（法政大学現代福祉学部教授／認定NPO法人日本NPOセンター代表理事）＝モデレーター

13：00～14：00 昼食休憩

14：00～17：00 パネルディスカッション

「東日本大震災における市民活動の成果と課題：震災後半年の総括を踏まえて今後の取り組みを考える」

今井 照（福島大学行政政策学類教授）

今瀬 政司（NPO法人市民活動情報センター代表理事）

大久保 朝江（NPO法人杜の伝言板ゆるる代表理事）

鹿野 順一（いわて連携復興センター代表理事／NPO法人@リアスNPOサポートセンター代表理事）

工藤 泰志（認定NPO法人言論NPO代表理事）

山口 誠史（NPO法人国際協力NGOセンター事務局長）

田中 弥生（大学評価・学位授与機構准教授）＝モデレーター

山岡 義典（法政大学現代福祉学部教授／認定NPO法人日本NPOセンター代表理事）＝モデレーター

17：00～17：30 まとめと提言

【参加費】

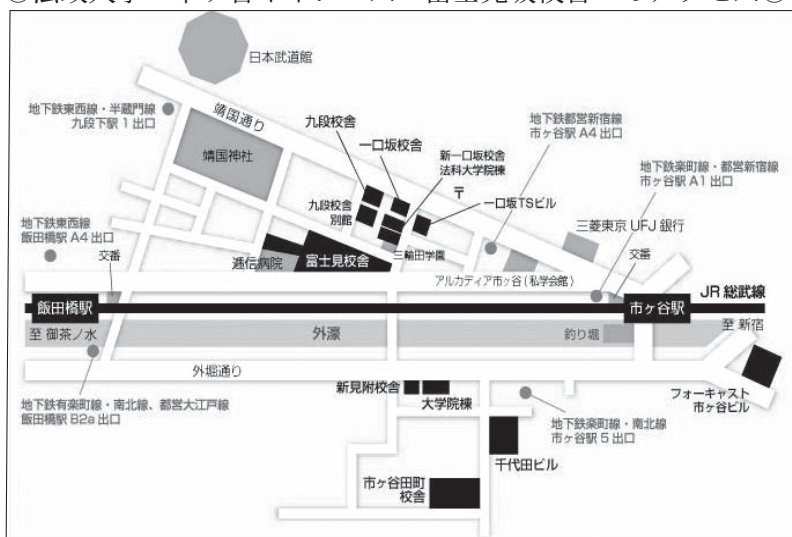
一般会員：2,000円 学生会員：1,000円 一般非会員：3,000円 学生非会員：1,500円

※当日受付にて参加費をお支払いください。

【お申込み方法】

参加ご希望の方は、日本NPO学会ホームページ (<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/>) 上の専用申込フォーム (http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/forum/shinsai_forum/20110918.html) に、必要事項をご記入の上、件名を震災特別フォーラム参加希望とし、9月12日（月）までに日本NPO学会事務局（janpora@osipp.osaka-u.ac.jp）あてにお送りください。ご返信は特に差し上げませんので、当日受付にて参加費をお支払いのうえ、ご参加ください。

○法政大学 市ヶ谷キャンパス・富士見坂校舎へのアクセス○



皆様のご参加
お待ちしております！！

国際シンポジウム 「危機の時代における市民社会の役割」 参加者募集

10月8日（土）～9日（日）

会場：キャンパスイノベーションセンター（東京都港区）

ISTR（国際非営利研究学会）、大阪大学 NPO 研究情報センターおよび日本 NPO 学会は、国際シンポジウム「危機の時代における市民社会の役割」を開催することとなりました。このシンポジウムではリーマンショック以降の金融経済危機や最近の東日本大震災のような自然災害に対して市民社会がどのような役割を果たしうるか、日本、アメリカ及びアジアの研究者や実践者が議論します。

参加ご希望の方は、日本 NPO 学会ホームページの応募フォーム (<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/forum/internationalconference2011.htm>) にご記入のうえ、9月30日（金）までに大阪大学 NPO 研究情報センター (nporesearch@ml.osipp.osaka-u.ac.jp) 宛にお送りください。日本 NPO 学会会員以外でも参加可能ですので、非会員の方もお問い合わせの上ご参加ください。

【日時】 2011 年 10 月 8 日（土）、9 日（日）

【会場】 東京都港区芝浦 JR 田町駅前 キャンパスイノベーションセンター

2 階多目的室 3（10 月 8 日及び 9 日午前）/1 階国際会議室（10 月 9 日午後）

【助成】 国際交流基金日米センター（CGP）

【参加費（資料代）】

一般会員：2,000 円 学生会員：1,000 円 一般非会員：3,000 円 学生非会員：1,500 円

【プログラム】

Saturday, October 8, 2011

09:00-10:00 Session 1:

Opening and conference overview

10:15-11:45 Session 2:

US, Japan

(Lunch break)

13:00-15:00 Session 3:

China, Hong Kong, Taiwan

15:15-17:15 Session 4:

Korea, Malaysia, Thailand

Sunday, October 9, 2011

09:00-10:30 Session 5:

Japan since 3.11

10:45-11:45 Session 6:

Wrap-up and future tasks

(Lunch break)

13:00-15:00 Open Plenary Symposium

"The Roles of Civil Society in the Age of Crises"

* Official language: English

【スピーカー、モデレーター】

USA

Mark Sidel, *University of Wisconsin-Madison*

China

Jiangang Zhu, *School of Sociology and Anthropology, Sun Yat-sen University in Guangzhou*

Liu Qiushi, *School of Public Policy, Tsinghua University*

Taiwan

Shih-Jung Hsu, *National Chengchi University,*

Li-Min Liao, *National Chengchi University*

Korea

Chulhee Kang, *School of Social Work, Yonsei University*

Malaysia

Janice L. H. Nga, *School of Business and Economics, University Malaysia Sabah*

Thailand

Mokbul M Ahmad, *School of Environment, Resources and Development, Asian Institute of Technology*

Japan

Kaori Kuroda, *CSO Network Japan*

Yoshiho Matsunaga, *Osaka University of Commerce*

Naoko Okuyama, *ISER, Osaka University*

Takafumi Tanaka, *Tokyo Gakugei University*

Yayoi Tanaka, *NIAD-UE*

Naoto Yamauchi, *OSIPP, Osaka University*

『ノンプロフィット・レビュー』投稿論文募集

『ノンプロフィット・レビュー』（The Nonprofit Review）は日本 NPO 学会の公式機関誌で、NPO 研究における日本で唯一の専門学術誌です。皆様の積極的なご投稿をお待ちしています。

次回投稿締切：2011 年 11 月 30 日
（2012 年 6 月予定の刊行号以降の掲載対象）



■投稿資格

本誌への投稿は、日本 NPO 学会会員に限ります。ただし、招待論文など、編集委員が特に認めた場合はこの限りではありません。

■掲載論文

NPO・NGO、フィランソロピー、市民社会、およびこれらの関連領域に関する新しい学術的貢献を含む未発表の研究論文で、関連する様々な制度や政策を科学的、実証的に評価するような政策研究、事例研究、あるいは実務的な報告で、日本語または英語で書かれたものとします。日本から世界に向けての研究成果の発信を推進するため、英語による論文を特に歓迎します。

■分量

要旨、本文、図表を合わせて、日本語論文は 20,000 字、英語論文は 10,000 字を超えることはできません。

■投稿の方法

投稿手続はオンライン上で行います。日本 NPO 学会ホームページにアクセスしていただき、投稿規程、執筆テンプレート、投稿方法をご熟読の上、投稿してください。

投稿に関する詳細はこちらまで：

<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/npreview/npreview.htm>

■審査

投稿論文の掲載は、編集委員会が委嘱する国内外のレフリーによる査読レポートを踏まえ、編集委員会が採否決定します。

ノンプロフィット・レビューでは、若手研究者を発掘して、NPO 研究の底辺の拡大にも積極的に取り組んでいきたいと考えています。教育・研究機関で研究に励んでおられる若手研究者や大学院生の方々に、日頃の研究成果の発表の場として、是非とも当誌への投稿を呼びかけていただければ幸いです。

【お問い合わせ】

日本 NPO 学会
ノンプロフィット・レビュー編集委員会
E-mail: npo-review@ml.osipp.osaka-u.ac.jp

JANPORA 図書館 ～注目の新刊から～

『対人サービスの民営化：行政－営利－非営利の境界線』

須田木綿子著

東信堂発行（2011/4/30）125 頁 2,300 円（税込）



民営化された公的対人サービス領域で活動する非営利組織は商業的要素を強め、営利組織との差異が曖昧になることが欧米で報告されている。我が国の非営利組織にも、同様の事態が起こるのか？我が国の対人サービスの民営化を最初に実現した介護保険制度に着目し、実証的に検討する。

会員の皆様から寄せられた新刊図書をご紹介します。

『金融によるコミュニティ・エンパワメント―貧困と社会的排除への挑戦』

小関隆志著

ミネルヴァ書房発行（2011/6/10）282 頁 4,725 円（税込）

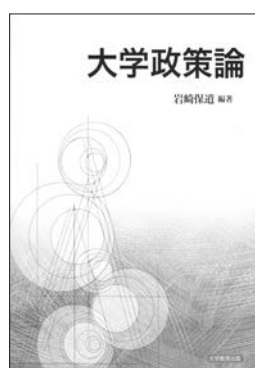


本書は、コミュニティ投資をテーマとして取り上げる。マイクロファイナンス機関やNPOが行うこの活動は、貧困層への支援策の一つとして注目されているが、発展途上国に限らず、先進国でも様々な役割を果たしている。金融の新たな試みは、どのような発展をみて、いかなる課題と向き合っているのか。この新たな試みの実相に迫る。

『大学政策論』

岩崎保道編著

大学教育出版発行（2011/6/30）244 頁 2,520 円（税込）



高等教育機関においては、その役割に対する大きな期待の半面、様々な課題が挙げられている。大学の役割や機能、制度などの基本的な概要を概観し、大学に関わる諸課題を解説することを通じて、現在の高等教育制度の全体像を提示する。

『プロボノー新しい社会貢献新しい働き方』

嵯峨生馬著

勁草書房発行（2011/4/20）196 頁 1,995 円（税込）



NPO や地域社会をサポートする、新しい社会貢献活動“プロボノ”が今大注目。その立役者たる著者が、事例を紹介しながら、社会的背景や活動の成功条件などを分析。「ふるさとプロボノ」など公共領域への活用も提言する。

『環境経営の日米比較』

金原達夫著 金子慎治著 藤井秀道著 川原博満著

中央経済社発行（2011/4/10）276 頁 3,780 円（税込）



企業の環境経営のメカニズムを制度的、組織的文脈のなかで分析。企業統治の問題を掘り下げ、環境と経済の関係、環境経営の因果的プロセスについて日米企業の経営比較を通して詳細に究明。

『NGO から見る国際関係―グローバル市民社会への視座―』

毛利聡子著

法律文化社発行（2011/5/30）228 頁 2,415 円（税込）

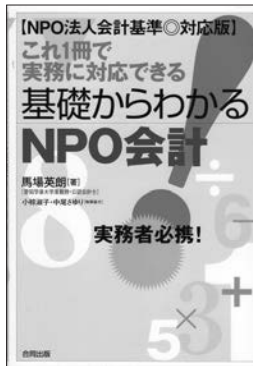


国家からではなく市民の視点から捉えなおしたもう一つの国際関係論。貧困や環境、人権、軍縮など、地球規模の問題を解決するにあたって、NGO や市民社会がグローバルな規範形成能力を持つことを実証的に考察する。

『NPO 法人会計基準対応版 基礎からわかる NPO 会計』

馬場英朗著

合同出版発行 (2011/6/25) 303 頁 3,360 円 (税込)



NPO の現場で累計 4 千冊が活用される会計テキストが、「NPO 法人会計基準」対応版として内容を一新。会計を学んだことがない担当者でも、すぐに実務に取り組み始める。最新の NPO 法人制度や税制改正にも配慮している実務者必携の一冊。

『ボランティア活動とおとなの学び～自己と社会の循環的發展～』

田中雅文著

学文社発行 (2011/5/30) 264 頁 3,150 円 (税込)



ボランティア活動は、社会の発展とボランティア自身の生きがい・成長に与える影響を与え、そこに「学習」がどのような役割を果たすのか。質的・量的調査に基づく総合的な実証分析を通して、学習論を組み込んだボランティア研究の新たな地平を拓く。

『東アジアの CSR』

江橋崇著

法政大学出版局発行 (2011/3/22)

215 頁 2,100 円 (税込)



グローバル化が進むなか、東アジアの企業社会では新たな価値基準のもとに企業の社会的責任経営 (CSR) が展開されている。本書は、日中韓三国の研究者が連携して東アジア規模で行なった、初めての本格的な調査報告。

『ボランティアリズム研究 Vol.1』

大阪ボランティア協会ボランティアリズム研究所編

社会福祉法人大阪ボランティア協会発行 (2011/3/11)

111 頁 1,575 円 (税込)



ボランティアリズム研究所は日本の市民活動やボランティア活動を支える原理や理念を理論的科学的に追及する研究所。本誌は同研究所の発行する研究誌の創刊号でテーマは「政治とボランティアリズム」である。

『自然保護分野の市民活動の研究』

藤澤浩子著

芙蓉書房出版発行 (2011/7/7) 262 頁 2,940 円 (税込)

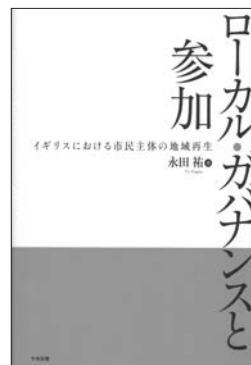


持続可能な自然環境を支える市民基盤はどのように形成され、維持されていくのか。国内で長期間活動を継続している自然保護分野の NPO、5 団体の活動記録を分析、草の根の市民活動が果たす意義・役割について論じている。

『ローカル・ガバナンスと参加 イギリスにおける市民主体の地域再生』

永田祐著

中央法規出版発行 (2011/7/20) 376 頁 3,990 円 (税込)



本書は、市民や NPO と協働する実験を行ってきたブレア政権のイギリスの地域再生の取り組みを実証的に検証し、ガバナンスの概念を明確化するとともに、日本において市民主体のガバナンスを構築するための条件を提言するものである。

事務局からのお知らせ

会員の皆様へ

◎住所等の変更があった場合はご連絡ください

学会登録内容に変更があった場合は、学会 HP にあります変更届にご記入の上、学会新事務局 (janpora@nacos.com) までEメールでご連絡ください。
<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/tetuduki/top.htm>

◎会員継続をお願いいたします

日本 NPO 学会の運営は、会員の皆様の会費によってまかなわれています。2011 年度会費のお支払をお願いいたします。郵便局備え付けのものを用いて、郵便振替口座 00950-6-86833 (口座名称：日本 NPO 学会) に振り込んでください。詳しくは学会 HP <http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/tetuduki/top.htm> をご覧ください。

◎在学証明書は毎年提出してください

学会入会の際、学生会員の方には学生会員の資格確認のため、「在学証明書」を提出していただいておりますが、学生会員の方は、入会時だけでなく毎年「在学証明書」を提出していただく必要があります。学会事務局 (〒602-8048 京都府京都市上京区下立売通小川東入 中西印刷株式会社内) まで郵送ください。

NPO に関する新刊書を募集します

NPO に関する新刊書を紹介するコーナー、「JANPORA 図書館」では、ご紹介させていただく新刊書を随時募集しております。ご紹介をご希望される方は、「本のタイトル・著者名・出版社・発行日・価格・ページ数・内容(100 字程度の要約)」をニューズレター編集事務局 (Email:janpora@osipp.osaka-u.ac.jp) まで電子メールにてお知らせください。また恐縮ですが、見本として1冊事務局宛にご献本ください。

編集の都合上、ご希望の号にてご紹介できないこともございます。あらかじめご了承ください。

CALENDAR OF EVENTS

- 市民社会研究フォーラム (2011 年 10 月 22 日、11 月 12 日、12 月 10 日、2012 年 1 月 07 日、1 月 28 日予定) 東京都港区芝浦 JR 田町駅前 キャンパスイノベーションセンター
http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/forum/forum_civilsociety2011/forum_civilsociety.html
- NPO 研究フォーラム (2011 年 10 月 16 日、11 月 06 日、12 月 4 日、2012 年 1 月 22 日予定) 大阪大学豊中キャンパス
<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/forum/forum.html>
- 日本 NPO 学会・震災特別フォーラム (2011 年 9 月 18 日) 法政大学 市ヶ谷キャンパス・富士見坂校舎 F306、F307、F308、F309 教室
- 国際シンポジウム「危機の時代の市民社会の役割 The Roles of Civil Society and Philanthropy in the Age of Crises」(2011 年 10 月 8-9 日) キャンパスイノベーションセンター
- 40th ARNOVA Conference (2011 年 11 月 17-19 日) カナダ・トロント
- ISTR アジア太平洋地区大会 (2011 年 11 月 24-26 日) インドネシア・バリ島

■編集後記■

まだまだ厳しい残暑が続いておりますが、風は秋の匂いを運んでくれているような気がします。読書の秋、食欲の秋、スポーツの秋に向けて準備をしたい今日この頃です。日本 NPO 学会では、9 月には、震災特別フォーラム、10 月には ISTR-OSSIP 国際カンファレンスなどイベント盛りだくさんの秋になりそうです。震災からの復興に向けて、皆様と議論できればと思います。事務局一同、多くの方のご参加をお待ちしております。(青木美紗)

日本 NPO 学会事務局

松永 佳甫 (事務局長)

事務局 Email:janpora@nacos.com

中西印刷 学会フォーラム (会員、会計)

編集事務局 Email:janpora@osipp.osaka-u.ac.jp

青木 美紗 (NL 編集・ノンプロフィット・レビュー編集)

奥山 尚子 (ノンプロフィット・レビュー編集)

宮里 幸代 (WEB, ML 管理)